

公益法人 鳥取県柔道整復師会定款施行細則

この施行細則は「公益法人鳥取県柔道整復師会定款」に定められた規則・規定をまとめて記載したものである。

第1章【入退会規定】

第1条 定款6条に定める入退会規定は別掲載の公益社団法人鳥取県柔道整復師会入会及び退会規定による。

2. 入会金は無料とする。

この規定は 平成26年 4月 1日より施行する。

第2章【会費に関わる規定】

第2条 定款第7条による会費規定は次の通りとする。

本会の会費は定率会費と定額会費及び入会金とする。

1. 定率会費の徴収は、次の通りとする。

前年の保険総額により、下記の料率とする。

(A) 240万円以上 2. 7%

(B) 240万円未満 2. 2%

(C) 年度途中に入会したものについては、12ヶ月間は前月までの総金額を月平均に換算して2. 2%を徴収する。

2. 定額会費は年額6万円とする。

3. 賛助会員の会費は年額1万円とする。

4. 入会金は無料とする。

注. 平成11年4月15日改定 (旧定款)

注, 平成18年4月21日改訂 (旧定款)

注. 平成19年4月15日改訂 (旧定款)

注. 平成28年4月 1日改訂 (旧定款)

第3章【公益社団法人鳥取県柔道整復師会 役員報酬規定 及び会務従事に係る手当に関する規定】

第3条 役員報酬並びに会務に従事する者の交通費、宿泊費は次の通りである。

定款28条に定める役員報酬は年額下記の通りとする。

(1) 代表理事	110,000 円
(2) 理事	40,000 円
(3) 監事	20,000 円

2. 会務に係わる手当は下記の通りとする。

1日従事	15,000円
半日従事	7,500円

3. 旅費交通費は次の通りとする。

県内	JR運賃を適用する。
県外	JR運賃を適用する。
宿泊費	10,000円

この規定は 平成28年 4月 1日より施行する。
平成30年 8月11日 改訂施行
令和 2年 4月 1日 改訂施行

第4章【総会運営規則】

第4条 定款28条に基づく総会運営規則は次の通りとする。

総会での質問は原則事前に文書または電子的手段により提出すること。

2. 総会での質問は1項目につき2回までとする
3. 出席会員の意見は原則許可するものとする。

この条は 平成26年 4月 1日より運用する。

第5章【理事会運営規則】

第5条 定款37条による理事会運営規則は次の通りとする。

定款35条の規定により、定款28条2項に定める重要な決議事項をのぞき、電子決議を利用し協議決定することが出来る。

2. 定款32条4項の会長事故あるときの、理事会招集の順位者は副会長、

理事の順とする。

この条は 平成26年 4月 1日より運用する。
平成30年 8月11日 改訂施行

第6章【職員給与規定】

第6条 本会の職員給与規定は、次の通りである。

(1) 本会の職員の給与及び賞与は、理事会で設定する。

設定した職員給与は年額	96万円とする
賞与は年額	7万円とする

この規定は 平成26年 4月 1日より施行する。
平成28年 4月 1日 改訂施行

第7章【表彰規定】

第7条 本会の表彰規定は次の通りであり、次の項目に該当するものがあるときは理事会で審査し、会長が表彰する。

- (1) 本会役員に8年以上在籍した者。
- (2) 本会会員として20年以上在籍し功労のあった者。
- (3) 本会のために特に功労のあった者。
- (4) 学術研究等で本会に特に功労のあった者。

2. 本会のために特に功労のあった者があるときは理事会で審査し、会長が感謝状を授与する。

この規定は 平成26年 4月 1日より運用する。

第8章【慶弔規定】

第8条 会員ならびにその家族の慶弔見舞いに関し次の通り定める。

- (1) 結婚祝い(会員) 祝金 10,000円
- (2) 新築祝い(施術所) 祝金 10,000円
- (3) 会員の死亡 香典 20,000円 と花輪又は生花
- (4) 会員の同居家族の死亡 香典 10,000円 と花輪又は生花
(親、子、配偶者)
- (5) 病気見舞い

一ヶ月以上入院又は休業療養した際の年間見舞金
会員 10,000円 配偶者 5,000円

この規定は 平成26年 4月 1日より施行する。

第9章会計規程

第9条 定款46条に規定する会計規程として、会計の事務的作業は下記の
会計事務所に依頼する。

依頼会計事務所 福田裕一税理士事務所（有）
鳥取富安1-70
0857-23-7011

この規定は 平成26年 4月 1日より施行する。

以上

公益社団法人鳥取県柔道整復師会 入会及び退会規定

(目的)

この規定は、定款第6条の規定に基づき、公益社団法人鳥取県柔道整復師会（以下「本会」という）の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

本会の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定める入会申込書に下記の事項を記入したうえこれを本会に提出しなければならない。

記

(1) 入会に際しての誓約

「入会の上は、貴会の定款及び定款施行細則、諸規定を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。」

(2) 本籍、住所、氏名、生年月日。

(3) 卒業した養成施設の名称。

(4) 柔道整復師国家試験に合格した年月日。

(5) 柔道整復師の免許を取得した年月日及び免許番号。

(6) 賞罰の有無及び内容

(7) 施術所の名称、開設者氏名及び所在地、保健所への届出の年月日又は勤務する病院、診療所、施術所の名称及び所在地。

(8) 入会後に帰属する支部名。

(9) 個人情報公開についての同意・不同意の確認

2 前項の賛助会員は次の2種類とする。

(1) B会員 同一の施術所に属する親族の関係にある複数の柔道整復師であってその一人が正会員である場合における他の柔道整復師

(2) C会員 柔道整復師免許を有し、現在柔道整復師業務に従事しており、又は、将来柔道整復師業務に従事する予定であるが、まだ、正会員の資格を有しないもの

3 第1項の入会申込に対しては、別紙の入会基準により理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、本会の管理する会員名簿に登録する。

2 第2条(2)及び(7)に記載された事項に変更があった場合は、会員は、理事会が別に定める変更届けを本会に提出しなければならない。

- 3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(入会金及び会費)

第4条 入会金及び会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第7条により総会の決議を経て別に定める会費規定による。

- 2 会費滞納に対する催告及び懲戒については、定款第9条による。

(退会事由及び手続)

第5条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員は、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
- 3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書を提出しなければならない。

- 2 前項の再入会申し込みに対しては、別紙の基準により理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費があった場合においては、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないものとする。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別 紙)

入 会 基 準

- 1 定款、定款施行細則、規定、規則を遵守する意思があること。

- 2 総会の議決、理事会の議決を遵守する意思があること。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条に定める欠格事由に類似する過去の行為又は、現在の状況により公的処分又は措置をうけたものではないこと。